

# 日本訪問看護認定看護師協議会規約

## 第1章 総則

### 第1条<名称>

本会は、「日本訪問看護認定看護師協議会」と称する。(以下、「認定看護師協議会」という。)

### 第2条<事務局>

認定看護師協議会事務局は、東京都渋谷区神宮前 5-8-2 公益財団法人 日本訪問看護財団 認定看護師教育課程内に置く。

### 第3条<目的>

認定看護師協議会は、認定看護師が自ら高度実践の質保証や活動の場の拡大に取り組み、看護の質の向上を図ること、国民の健康の維持・増進のための政策提言を行い、その実現に向けて活動することを目的とする。

## 第2章 組織・運営等

### 第4条<会員>

認定看護師協議会の会員は、次の3種類とする。

1) 正会員

認定看護師協議会の目的に賛同し、会の維持・発展に協力を希望する日本看護協会の認定を受けた訪問看護認定看護師

2) 賛助会員

認定看護師協議会の活動の趣旨を理解し賛同する者

3) 法人会員

認定看護師協議会の活動の趣旨を理解し賛同する法人とし、会員資格は会計年度ごとの1年間とする。

2. 入退会の所定の手続きについては、申請を行うものとし、総会で報告するものとする。所定の手続きについては、細則に従う。

3. 会費については、細則に従う。

### 第5条<役員>

組織には次の役員をおく。

① 代表 1名

② 副代表 若干名

③ 会計 2名

④ 監事(会計監査含む) 1名

⑤ 書記 2名

2. 役員は総会で互選によって選出する。互選においては、委任状を含む総会出席者の過半数によって決する。

3. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## 第6条<役員職務>

代表は、認定看護師協議会を代表し、組織の活動を統括する。

2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のあるときはその任を代行する。
3. 会計は、認定看護師協議会の運営に必要な会計業務を担当する。
4. 監事は、会計監査及び役員業務執行を監査する。
5. 書記は、役員会、総会等の記録や書類作成を担当する。

## 第7条<役員任期>

役員任期は2年とし、会計年度に従うものとする。ただし、再任は妨げない。

2. 役員は総会で選出する。ただし、役員に欠損が生じたときは、代表が役員会議に諮り補充することができる。この場合の任期は、前任者の残任期間とし、総会に報告する。

## 第8条<総会>

総会は、代表・副代表・会計・書記並びに正会員により構成し、代表が招集し議長となる。

2. 総会は、年1回開催する。ただし、必要ある場合は臨時総会を開催する。
3. 総会は、次の事項を議決する。
  - (1)規約の改正
  - (2)事業の計画
  - (3)事業の実績
  - (4)収支予算決算
  - (5)役員及び監事の選出
  - (6)その他運営に関する重要な事項
4. 総会は、委任状を含む正会員の過半数の出席をもって成立する。
5. 総会の議事は、出席した正会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第9条<役員会>

役員会は、代表・副代表・会計・書記・事務局により構成し、代表が召集し議長となる。

2. 役員会は、委任状を含み役員3分の2以上の出席をもって成立とする。
3. 役員会は、次の事項について議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第3章 会計

### 第10条<会計>

本会の運営に係る費用は会費により賄う。

2. 会計年度は、毎年10月1日に始まり、9月30日に終わる。
3. 収支決算は、毎会計年度終了後に監事による監査を行い、総会にて承認を得る。

#### 第4章 規約の改正

##### 第11条<規約の改正>

規約は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て変更できる。

(附 則)

本規約は、平成21年8月9日より施行する。

(附 則)

本規約は、平成22年11月6日より施行する。

(附 則)

本規約は、平成25年11月11日より施行する。

## 細則

### 第1条

規約第4条2に規定する入退会の手続きについては、以下のとおりとする。

入会については、所定の入会申請書を事務局へ提出し、会費の納入を持って入会とする。

2. 退会については、所定の退会申請書を事務局に提出する。その後、事務局にて受理する。

### 第2条

規約第4条3に規定する会費については、以下のとおりとする。

正会員は入会金5,000円、年会費5,000円とする。

2. 賛助会員は一口1,000円とする。

3. 法人会員は年会費一口30,000円とする。

4. 会員は所定の方法により、会費を納入する。

5. 既納の会費は、返還しないものとする。

6. 会費は、総会・役員会等の活動にあてる。

7. 会費の変更については役員会の承認を得、総会で決議する。

### 第3条

細則は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て変更できる。

(附則)

本細則は、平成21年8月9日より施行する。

(附則)

本細則は、平成22年11月6日より施行する。

(附則)

本細則は平成24年11月17日より施行する。

(附則)

本細則は平成25年11月11日より施行する。